

瑞穂市審議会等の設置及び運営に関する基本方針

1 趣旨

この指針は、「市民参加・協働のまちづくり」の理念に基づき、執行機関の附属機関（以下「審議会等」という。）の活性化を図るとともに、公正で透明性の高い開かれた市政の推進に資するため、審議会等の設置及び運営等に関する基本的な事項を定めます。

2 審議会等の定義

- (1) 審議会等は、行政執行の前提として必要な「調停（第三者が紛争の当事者の互譲によって事件の妥当な解決を図るように努めること。）、審査（特定の事項について判定ないし結論を導き出すために、その内容をよく調べること。）、審議（執行機関の諮問に応じて調べ議論、相談すること。）又は調査（一定の範囲の事項についてその真実を調べること。）等を行う機関」です。
- (2) 審議会等は、市民の皆さんにとって、その設置目的や審議事項等の透明性が高く、わかりやすいものでなければなりません。
- (3) 審議会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置するもので、審議会等の委員の身分は、地方公務員法第3条に定める非常勤特別職です。
- (4) 審議会等の位置付けやあり方を明確にするため、次に掲げるものと区別するものとします。
 - (ア) 要綱等によって設置する懇談会等。多くの市民等との意見交換会など委嘱及び任命行為をしないもの
 - (イ) 市職員のみを構成員にするもの
 - (ウ) 関係団体の連絡調整を主な目的にする協議会等
 - (エ) 特定のイベント、行事等の推進を目的とした実行委員会
 - (オ) その他この基本指針の対象とすることが不相当と認められるもの

3 審議会等の役割

審議会等は、行政における新たな政策課題等に対し次のような役割を担います。

- ・ 外部の専門的な知識や経験を活用します。
- ・ 利害関係者の参加により公正かつ適正な結論を導くことができます。
- ・ 市民参加により広く民意を反映することができます。

4 審議会等の設置

法令の規定に基づき設置が必要な場合を除き、審議会等の必要性を十分検討し設置するものとし、審議事項等が類似している場合は統合するなど見直しをします。

5 委員の選任

幅広く市民の意見を聞き、開かれた行政運営を推進するため、「瑞穂市審議会等の設置及び運営に関する要綱」及び「瑞穂市審議会等委員の公募基準に関する要綱」に基づき委員を選任します。

6 審議会等の運営

透明性の高い開かれた審議会等の運営をめざし、審議会等の公開や市民への情報提供に努め、効率的で効果的な開催を図るため、「瑞穂市審議会等の設置及び運営に関する要綱」、「瑞穂市審議会等の会議の公開に関する要綱」、「瑞穂市審議会等の会議録の作成及び公開に関する要綱」に基づき、運営の適正化を図ります。

7 運営状況の把握

毎年度審議会等の運営状況を把握し、以後の運営に役立てます。

8 基本指針の適用

この基本指針は、平成20年11月1日から適用します。